

## 第28回 厚生科学審議会 臨床研究部会 — 議事次第 —

【日時】令和4年2月17日（木）10:00-12:00  
【場所】磯村ビル3階（オンライン開催）

### 【議題】

- 1) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集結果について
- 2) 臨床研究実施基準に関する諮問について
- 3) 臨床研究法に関する検討について
- 4) その他

### 【配付資料】

- 資料 1 : 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集結果について
- 資料 2 : 付議・諮問書
- 資料 3 : 臨床研究法の見直しに係る各論点について

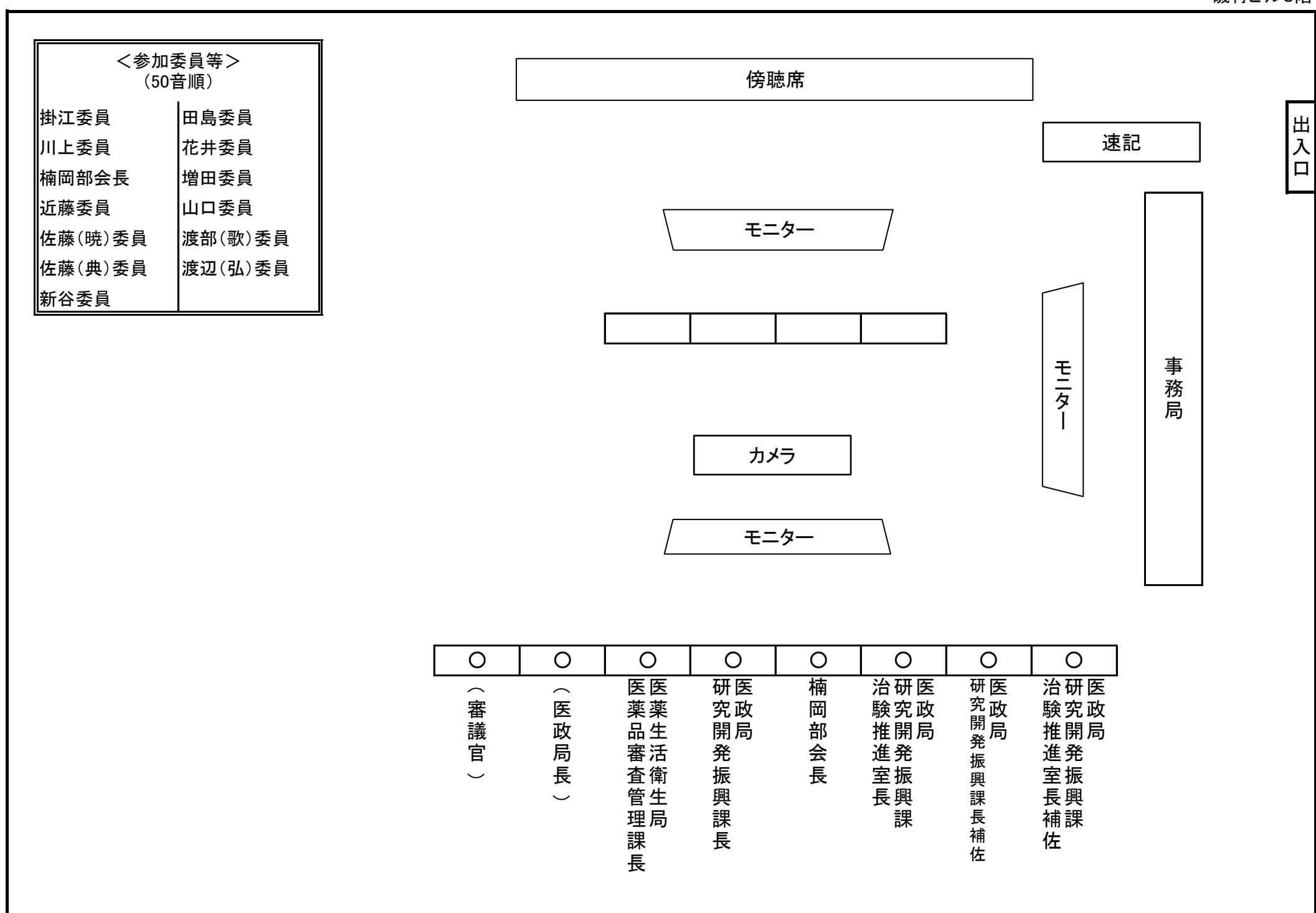
### 【参考資料】

- 参考資料 1 : 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令案の概要
- 参考資料 2 : 臨床研究法施行5年後の見直しに係る検討の中間とりまとめ（令和3年12月13日付け）
- 参考資料 3 : 厚生科学審議会令等

## 第28回 厚生科学審議会 臨床研究部会

令和4年2月17日(木)10:00~12:00

磯村ビル3階



# 厚生科学審議会 臨床研究部会 委員名簿

掛けえ 掛江	なおこ 直子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 生命倫理研究室 室長／小児慢性特定疾患情報室 スーパーバイ ザー
かわかみ 川上	じゅんいち 純一	公益社団法人日本薬剤師会 副会長
◎ くすおか 楠岡	ひでお 英雄	独立行政法人国立病院機構 理事長
こんどう 近藤	みつひろ 充弘	日本製薬工業協会 医薬品評価委員会 委員長
さとう 佐藤	あきひろ 暁洋	国立研究開発法人国立がん研究センター東病院 臨床研究支援部門 長／研究企画推進部長
さとう 佐藤	のりひろ 典宏	北海道大学病院 病院長補佐(研究担当) 臨床研究開発センター センター長/教授
しんたに 新谷	あゆみ 歩	公立大学法人大阪市立大学大学院医学研究科 医療統計学 教授
たしま 田島	ゆうこ 優子	さわやか法律事務所 弁護士
はない 花井	じゅうご 十伍	特定非営利活動法人 ネットワーク医療と人権 理事
○ ふじわら 藤原	やすひろ 康弘	独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長
ますだ 増田	しげき 茂樹	一般社団法人日本医療機器産業連合会 連絡調整会議 臨床研究法対応分科会 代表
やまぐち 山口	いくこ 育子	認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長
わたなべ 渡部	かおり 歌織	国立大学法人東京大学医学部附属病院 臨床研究推進センター センター長補佐/臨床試験患者相談部門長
わたなべ 渡辺	こうじ 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事

(50音順、敬称略。◎は部会長、○は部会長代理。)

第28回 臨床研究部会	資料1
令和4年2月17日	

**再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び  
臨床研究法施行規則の一部を改正する省令案  
に関する御意見の募集結果について**

令和4年3月〇日  
厚生労働省医政局研究開発振興課

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令案について、令和3年12月23日から令和4年1月21日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、寄せられた御意見はありませんでした。



第28回 臨床研究部会

令和4年2月17日

資料2

厚科審第13号  
令和4年2月15日

臨床研究部会長  
楠岡 英雄 殿

厚生科学審議会長  
福井 次矢

臨床研究実施基準の変更について（付議）

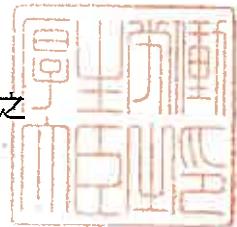


標記について、令和4年2月14日付け厚生労働省発医政0214第6号をもつて厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴部会において審議方願いたい。

厚生労働省発医政 0214 第 6 号  
令和 4 年 2 月 14 日

厚生科学審議会長  
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



諮詢書

臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する臨床研究実施基準について、別紙のとおり変更することについて、貴会の意見を求める。

	改 正 後	改 正 前
	(個人情報の取り扱い) 第二十七条 臨床研究に従事する者及び実施医療機関の管理者は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	(個人情報の取り扱い) 第二十七条 研究責任医師は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用(臨床研究を多施設共同研究として実施する場合における他の研究責任医師又は外国(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二十四条に規定する外国をいう。以下同じ。)にある者への提供を含む。)の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。
2	臨床研究に従事する者及び実施医療機関の管理者は、個人情報を取り扱うに当たっては、前項の規定にかかわらず、第三項及び第四項並びに次条から第二十八条までの規定の定めるところによる。	2 臨床研究に従事する者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
3	(略)	3 (略)
4	研究責任医師は、個人情報の利用(臨床研究を多施設共同研究として実施する場合における他の研究責任医師又は外国(個人情報の保護に関する法律第二十八条第一項に規定する外国をいう。第二十七条において同じ。)にある者への提供を含む。次条及び第六十二条第一項において同じ。)の目的(次条第一号イにおいて「利用目的」という。)の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。 (削る)	4 研究責任医師は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。
	(削る)	5 研究責任医師は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
	第二十九条 削除	6 研究責任医師は、前項の措置の方法を具体的に定めた実施規程を定めなければならない。 (利用目的の通知)
		第二十九条 研究責任医師は、本人等から、当該研究責任医師及び

第二十条 削除

実施医療機関が保有する個人情報（以下「保有個人情報」といいう。）について、その利用目的の通知を求められた場合には、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、利用目的の通知の求めをした本人等に対して通知することにより、本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益又は実施医療機関の権利若しくは正当な利益を害するおそれがある場合には、この限りでない。

2 研究責任医師は、前項の規定により求められた利用目的の通知について、当該通知をしない旨の決定をした場合には、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示）

第三十条 研究責任医師は、本人等から、保有個人情報のうち本人を識別することができるものについて開示を求められた場合には、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、該当する個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 臨床研究の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

2 研究責任医師は、前項の規定により求められた個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をした場合又は開示を求められた個人情報が存在しない場合には、その求めをした本人等に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、保有個人情報の開示について定めがある場合には、前二項の規定は、適用しない。

第二十一条 削除

(手数料)

第三十一条 研究責任医師は、第二十九条第一項の規定により利用目的の通知を求められたとき又は前条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に關し、手数料を徴収することができる。

2 研究責任医師は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的と認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(訂正等)

第三十二条 研究責任医師は、本人等から、保有個人情報のうち本人を識別することができるものについて、その内容が事実でないという理由によつて、当該内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、当該内容の訂正等に關して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該内容の訂正等を行わなければならない。

2 研究責任医師は、前項の規定による求めに係る訂正等を行つたとき又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行つたときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第三十三条 研究責任医師は、本人等から、保有個人情報について、第二十七条第二項の規定に違反して不適切に取得されたものであるという理由又は同条第三項の規定に違反して取り扱われているという理由により、該当する保有個人情報の利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であつて、その求めが適正と認められるときは、遅滞なく、当該規定に違反していることを是正するために必要な限度で、当

第二十二条 削除

第二十三条 削除

第三十四条 削除

該個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、他の法令の規定により個人情報の利用停止等について定めがある場合、当該個人情報の利用停止等を行うことが困難な場合又は当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合にあつては、この限りでない。

2 研究責任医師は、前項の規定による求めに係る利用停止等を行つたときは又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第三十四条 研究責任医師は、開示等の求め（第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項及び前条第一項の規定による求めをいう。以下同じ。）に応じる手続として、次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、本人等が当該手続によらずに開示等の求めを行つたときは、研究責任医師は、その求めをした本人等に対し、開示等の求めに応じることが困難である旨を通知することができる。

一 開示等の求めの申出先  
二 開示等の求めに際して提出すべき書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録）をいう。以下同じ。）を含む。の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人等であるとの確認の方法  
四 第三十一条第二項の規定により手数料を定めた場合には、その徴収方法

2 研究責任医師は、本人等から開示等の求めがあつた場合において、その求めをした本人等に対し、その対象となる保有個人情報を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、研究責任医師は、本人等が容易かつ的確に開示等の求めを行うことができるよう、当該個人情報の特定に資する情報の

第二十五条 削除

3 提供その他本人等の利便を考慮しなければならない。

研究責任医師は、前二項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるときは、本人等に過重な負担を課するものとならぬよう、配慮しなければならない。

(理由の説明)

第二十五条 研究責任医師は、第二十九条第一項、第三十条第一項、第二十二条第二項又は第二十二条第二項の規定により、本人等から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらぬ旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、その求めをした本人等に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

第28回 臨床研究部会	資料
令和4年2月17日	3

## 臨床研究法の見直しに係る各論点について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 1. 研究全体の責任主体（sponsor）概念について

## 課題と今後の方針案

- 「臨床研究法施行5年後の見直しに係る検討の中間とりまとめ」（令和3年12月13日）において、以下のように整理されたところ。

### 中間とりまとめ（一部抜粋）

#### ① 現状と課題

##### <現行の法制度>

多施設共同で実施する特定臨床研究では、実施医療機関毎に置かれた研究責任医師によりモニタリング、監査、疾病等報告等の諸手続が行われている。

##### <課題>

- 多施設共同研究の場合、同一研究内でも医療機関毎に監査等の手続の取扱いに差異が認められるといった指摘がある。
- 一方、ICH-GCPにおいては、試験を計画・運営、資金確保を行う“sponsor”と、各施設での研究行為の実施責任を負う“investigator”がそれぞれ独立して存在しており、国際共同研究を円滑に実施する観点から、特定臨床研究にも、同様の「スポンサー」概念を導入すべきとの指摘がある。
- 臨床研究を実施する者としては（自然人たる）医師のみが想定されているが、法人としても実施できるようにすべきである。

#### ② これまでの主な議論

- 研究体制において、研究全体の責任の主体を明確化した上で、疾病等報告の因果関係等の取扱いを一括して管理することが必要という意見で概ね一致した。
- 一方で、以下の意見があった。
  - ・日本と欧米での研究環境（病院と研究者の関係や公的資金を活用した研究の数等）が異なること、今後の薬機法の治験におけるスポンサー概念の取扱い、海外における医療機器の研究規制の内容等を踏まえて、研究主体のあり方を議論した方がよい。
  - ・「スポンサー」という用語から受けけるイメージは、欧米で認識されている役割と異なるので、研究者や研究対象者に概念が伝わるように、「スポンサー」の用語にこだわる必要はない。
  - ・研究責任医師の機能の一部を法人等に置き換えることは理解できるが、製薬企業等が臨床研究法上の「スポンサー」となることについては、臨床研究法の成立の経緯や企業主体の研究には企業の事業目的が背後にあること等を踏まえた議論が必要である。

#### ③ 今後の対応の方向性

- 特に多施設共同研究において、「試験の計画・運営の責任を負うべき者」を位置づけ、監査、モニタリング、疾病等報告等の判断を一元化する方向で見直しを進めるべきである。
- その際には、責任や役割に応じたペナルティ等の整備も考慮に入れる必要がある。
- 「試験の計画・運営の責任を負うべき者」について、その主体や日本の研究環境等におけるあり方、具体的な役割（他の研究関係者との役割の整理）など、制度の詳細について引き続き検討を進める必要がある。

- 今後の方向性の中で示している「試験の計画・運営の責任を負うべき者」の位置づけ、責任や役割について以下の方針としてはどうか。

# 1. 研究全体の責任主体（sponsor）概念について

## 研究実施体制の見直し（案）

令和2年度厚生労働科学特別研究事業（臨床研究を取り巻く状況を勘案した臨床研究法の法改正も含めた対応策の検討）  
研究代表者：国立病院機構名古屋医療センター 名誉院長 堀田 知光

作成資料一部改変

【ICH-GCPにおける定義】

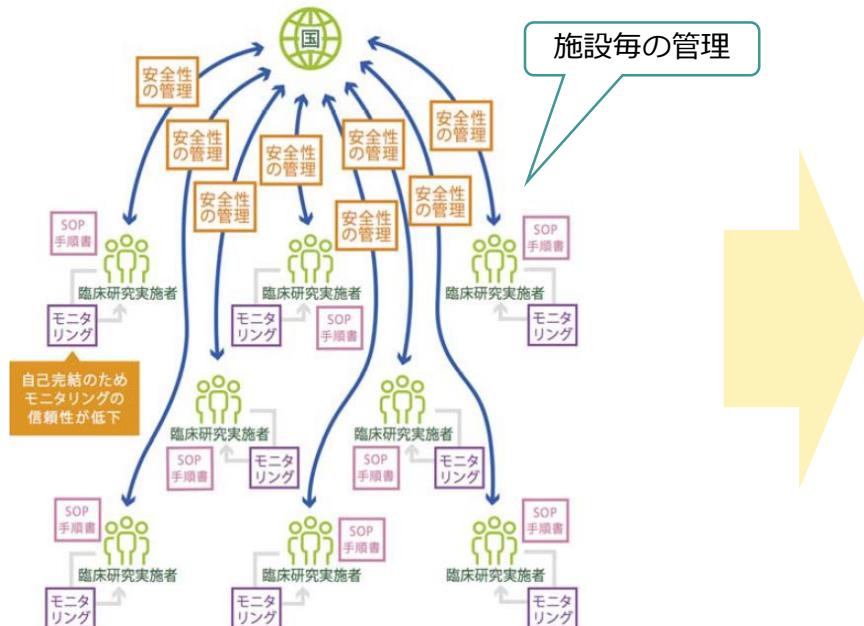
○ **Sponsor**（治験依頼者）

治験の発案、運営及び（又は）資金に責任を負う個人、会社、研究機関又は団体

○ **Investigator**（治験責任医師）

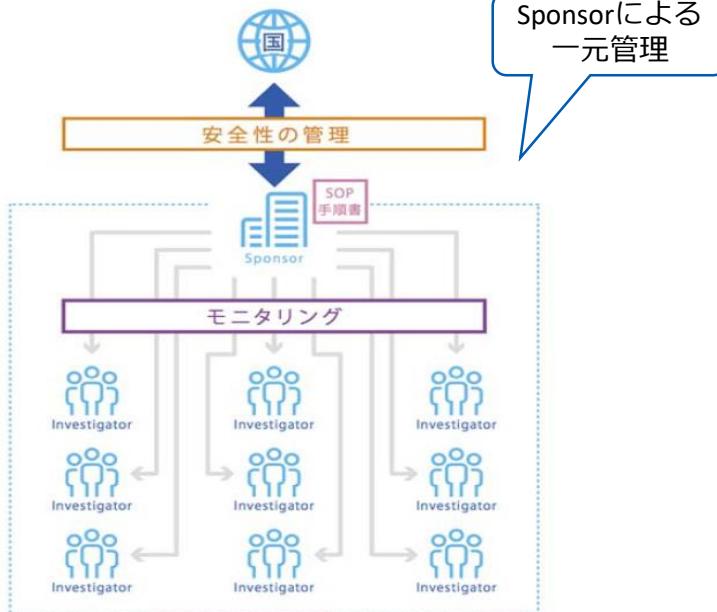
治験実施施設において治験の実施に関して責任を有する医師又は歯科医師、治験実施施設において、治験が複数の者から成るチームにより実施される場合は、治験責任医師は当該チームの責任者たるリーダーであり、首席治験医師（Principal investigator）と呼ばれることがある。

### 現行



現行の法制度において多施設共同研究を実施する場合には、各々の実施機関の研究責任医師が当該医療機関における試験の計画・運営の責任を負っている。

### 見直し後



今後の方向性として、「研究の計画・運営の責任を負うべき者」と「研究の実施に責任を有する者」の役割や機能を分離した上で、研究毎に「試験の計画・運営の責任を負うべき者」を設定し、研究全体の責任を持たせることとする。

# 1. 研究全体の責任主体（sponsor）概念について

## 【参考】臨床研究法における主体の変更案（イメージ）

- 研究の手続毎の主体について、以下のように変更することでどうか。
- 見直し後の研究全体における責任は、一義的にスポンサーが負うものとする。

※ 表中の「“Sponsor”」は、今後別名を検討予定

		現 行		改正案	(参考) ICH-GCP
		単施設	多施設		
疾病等発生時 の対応等	省令	研究責任医師	研究責任医師	研究責任医師	sponsor
研究計画書	省令	研究責任医師	研究責任医師	“Sponsor”	sponsor
不適合の管理 (CRBの 意見聴取)	省令	研究責任医師	研究代表医師	“Sponsor”	sponsor
構造設備等の 確認	省令	研究責任医師	研究責任医師	研究責任医師	Investigator
モニタリング	省令	研究責任医師	研究責任医師 (研究代表医師)	“Sponsor”	sponsor
監査	省令	研究責任医師	研究責任医師 (研究代表医師)	“Sponsor”	sponsor
被験者への補償	省令	研究責任医師	研究責任医師	“Sponsor”	sponsor
COI計画の作成等	省令	研究責任医師	研究代表医師	“Sponsor”	
CRBの意見 への対応	省令	研究責任医師	研究代表医師	“Sponsor”	
苦情及び問合せ への対応	省令	研究責任医師	研究責任医師	“Sponsor”	

		現 行		改正案	(参考) ICH-GCP
		単施設	多施設		
情報公開等	省令	研究責任医師	研究代表医師	“Sponsor”	
医薬品等の 品質の確保等	省令	研究責任医師	研究責任医師	“Sponsor”	sponsor
環境への配慮	省令	研究責任医師	研究責任医師	“Sponsor”	
被験者のIC 個人情報保護	法律	研究責任医師	研究責任医師	研究責任医師	Investigator
実施計画の提出	法律	研究責任医師	研究代表医師	“Sponsor”	sponsor
特定臨床研究 の中止の届出	法律	研究責任医師	研究代表医師	“Sponsor”	Sponsor
記録の保存	法律	研究責任医師	研究責任医師	“Sponsor” 研究責任医師	Sponsor、 Investigator
疾病等報告 (因果関係の判断)	法律	研究責任医師	研究代表医師	“Sponsor”	sponsor
定期報告	法律	研究責任医師	研究代表医師	“Sponsor”	Investigator

# 1. 研究全体の責任主体（sponsor）概念について

## 製造販売業者等による臨床試験の取扱について

### 課題と今後の方針案

- 「臨床研究法施行5年後の見直しに係る検討の中間とりまとめ」（令和3年12月13日）において、以下のように整理されたところ。

#### 中間とりまとめ（一部抜粋）

##### ① 現状と課題

（前ページ参照）

##### ② これまでの主な議論

- 研究体制において、研究全体の責任の主体を明確化した上で、疾病等報告の因果関係等の取扱いを一括して管理することが必要という意見で概ね一致した。
- 一方で、以下のようない見方があった。
  - ・日本と欧米での研究環境（病院と研究者の関係や公的資金を活用した研究の数等）が異なること、今後の薬機法の治験におけるスポンサー概念の取扱い、海外における医療機器の研究規制の内容等を踏まえて、研究主体のあり方を議論した方がよい。
  - ・「スポンサー」という用語から受け取るイメージは、欧米で認識されている役割と異なるので、研究者や研究対象者に概念が伝わるように、「スポンサー」の用語にこだわる必要はない。
  - ・研究責任医師の機能の一部を法人等に置き換えることは理解できるが、製薬企業等が臨床研究法上の「スポンサー」となることについては、臨床研究法の成立の経緯や企業主体の研究には企業の事業目的が背後にあること等を踏まえた議論が必要である。

##### ③ 今後の対応の方向性

（前ページ参照）

- 今後の方向性の中で示している「試験の計画・運営の責任を負うべき者」における主体（特に、製薬企業等）について、以下のような方針としてはどうか。

# 1. 研究全体の責任主体（sponsor）概念について

## 製造販売業者等による臨床試験の取扱における今後の方針について

### 製造販売業者が行う臨床試験に係る状況

- 薬機法に基づく治験、再審査・再評価に係る製造販売後臨床試験等については、薬機法の規制下で実施されており、臨床研究法における臨床研究の定義から除外されている。他方で、臨床研究法において、再審査・再評価に係る製造販売後臨床試験以外の製造販売後の臨床試験（以下「再審査・再評価外製販後試験」という。）については、除外されていないため、特定臨床研究の対象となっている。
- 特定臨床研究については、研究責任医師の責任の下で実施することとされており、企業等の法人の責任の下で実施することはできない。このため、再審査・再評価外製販後試験については、臨床研究法が施行された平成30年4月1日以降、企業が試験参加医師に研究責任医師として実施するよう依頼する等の対応が採られてきた。
- 本来、企業等の法人が試験を実施しようとする場合は、企業等が自らの責任の下で実施すべきものであるが、それができない現状においては、グローバル企業が実施する国際共同試験に日本の参加ができなかったり、医師に依頼をする場合であっても医師との間でプロトコルの調整等に時間がかかるといった課題がある。

### 検討の方針

- 臨床研究法において企業の責任の下で実施する臨床研究の枠組みを設けることについては、「臨床研究法の成立の経緯や企業主体の研究には企業の事業目的が背後にあること等を踏まえた議論が必要」といった意見が出たことも踏まえ、再審査・再評価外製販後試験については、臨床研究法の対象としないこととしてはどうか。
- 仮に臨床研究法の対象としない場合には、再審査・再評価外製販後試験については、被験者の人権保護等の観点から、薬機法下で別途適切な基準に準拠して実施する必要があるのではないか。

# 1. 研究全体の責任主体（sponsor）概念について

(参考) 製造販売後臨床試験等に係る規定

(参考) 製造販売業者が行う臨床試験に係る状況

## ○ 医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令

〔定義〕

第二条 この省令において「製造販売後調査等」とは、医薬品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者（以下「製造販売業者等」という。）が、医薬品の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集、検出、確認又は検証のために行う調査又は試験であって、次に掲げるものをいう。

三 製造販売後臨床試験（治験、使用成績調査若しくは製造販売後データベース調査の成績に関する検討を行った結果得られた推定等を検証し、又は診療においては得られない品質、有効性及び安全性に関する情報を収集するため、医薬品について法第十四条第一項（新規承認）若しくは第九項（一変承認）（法第十九条の二第五項（外国製造医薬品等）において準用する場合を含む。）又は第十九条の二第一項（外国製造医薬品等）の承認に係る用法、用量、効能及び効果に従い行う試験をいう。以下同じ。）

## ○ 臨床研究法

〔定義〕

第二条 この法律において「臨床研究」とは、医薬品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究（当該研究のうち、当該医薬品等の有効性又は安全性についての試験が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この条において「医薬品医療機器等法」という。）第八十条の二第二項に規定する治験に該当するものその他厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。

## ○ 臨床研究法施行規則

（適用除外）

第二条 法第二条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験に該当するもの（医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する治験に該当するものを除く。）

三 医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等であって、医薬品医療機器等法第十四条の四に規定する再審査又は同法第十四条の六に規定する再評価に係るもの（同法第十九条の四において準用する場合を含み、第一号に規定する研究に該当するものを除く。）

四 医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十八号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等であって、医薬品医療機器等法第二十三条の二の九に規定する使用成績評価に係るもの（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含み、第一号に規定する研究に該当するものを除く。）

五 再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等であって、医薬品医療機器等法第二十三条の二十六第五項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二十五第三項に規定する条件及び期限付承認における使用成績評価、同法第二十三条の二十九に規定する再審査又は同法第二十三条の三十一に規定する再評価に係るもの（同法第二十三条の三十七第五項又は同法第二十三条の三十九において準用する場合を含み、第一号に規定する研究に該当するものを除く。）

**再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び  
臨床研究法施行規則の一部を改正する省令案の概要**

令和4年2月  
厚生労働省医政局研究開発振興課

**1. 概要**

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「改正法」という。）において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個情法」という。）が改正され、同法第76条第1項第3号による学術研究機関等の学術研究に係る個人情報取扱事業者の義務等の一連の適用除外規定が廃止され、各義務規定に例外規定が設けられた。
- これに伴い、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）又は臨床研究法（平成29年法律第16号）に基づき実施される研究に係る個人情報保護の手続について、改正法による改正後の個情法に基づくものと、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第110号。以下「再生医療等安全性確保法施行規則」という。）及び臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）に基づくものの一部が重複することとなるため、個情法と重複する手續については個情法の規定のみを適用することとし（開示手續等）、個情法の手續に上乗せとなるもの、個情法の本人同意原則の特例となるもの又は個情法より広く規律するものについては存置するなど（記録の作成等）、両規則について所要の整備を行う。
- また、厚生科学審議会臨床研究部会において令和3年12月13日に公表された「臨床研究法施行5年後の見直しに係る検討の中間とりまとめ」における方針を踏まえ、研究手続の合理化等の観点から、所要の改正を行う。
- その他所要の規定の整備を行う。

**2. 改正の内容**

- 主な改正事項は以下のとおり。

**<再生医療等安全性確保法施行規則の一部改正>**

- ・ 再生医療等提供基準における個人情報保護関係規定の削除及び改正
- ・ 再生医療等提供計画における、研究の本質に関わらない事項であって世界保健機関が公表を求めるものに該当しない事項にかかる記載不要な項目の削除

**<臨床研究法施行規則の一部改正>**

- ・ 臨床研究実施基準における個人情報保護関係規定の削除及び改正
- ・ 特定臨床研究の実施計画における、研究の本質に関わらない事項にかかる軽微変更事項の拡充、及び研究の本質に関わらない事項であって世界保健機関が公表を求めるものに該当しないものにかかる記載不要な項目の削除
- ・ 認定臨床研究審査委員会の認定の更新要件のうち開催回数にかかる要件の変更

**3. 根拠条文**

- 再生医療等安全確保法第3条第1項、第4条第1項及び第3項第2号並びに第25条
- 臨床研究法第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第26条第6項において準用す

る同法第23条第4項第3号及び第38条

**4. 施行期日等**

公布日：令和4年3月下旬（予定）

施行期日：令和4年4月1日

第28回 臨床研究部会	参考資料2
令和4年2月17日	

## 臨床研究法施行 5 年後の見直しに係る検討の 中間とりまとめ

令和 3 年 12 月 13 日

厚生科学審議会臨床研究部会

## ・ 目次

はじめ.....	1
基本的な考え方 .....	1
各検討項目について .....	3
<b>革新的な医薬品等の研究開発の推進</b> .....	3
1 . 臨床研究実施体制の国際整合性.....	3
( 1 ) 研究全体の責任主体 ( <b>Sponsor</b> ) 概念について .....	3
( 2 ) 特定臨床研究で得られた情報の薬事申請における利活用について .....	4
( 3 ) いわゆる観察研究に関する臨床研究法の適用範囲について .....	5
( 4 ) 疾病等報告の取扱いについて .....	6
2 . 研究の法への該当性の明確化 .....	8
( 1 ) 適応外使用に関する特定臨床研究の対象範囲について .....	8
( 2 ) 医療機器に関する臨床研究法の適用範囲について .....	8
3 . 手続の合理化 .....	9
( 1 ) 届出・変更手続の合理化、届出のオンライン化について .....	9
( 2 ) 利益相反申告手続の適正化について .....	11
<b>研究の信頼性確保</b> .....	13
1 . 透明性の確保 .....	13
( 1 ) 利益相反申告手續の適正化について ( 再掲 ) .....	13
( 2 ) 研究資金等の提供に関する情報公表の範囲について .....	13
( 3 ) 重大な不適合の取扱いについて .....	14
2 . 研究の質の確保.....	15
( 1 ) 臨床研究審査委員会の認定要件について .....	15
おわりに .....	19
( 参考資料 ) .....	20
開催経緯 .....	20
委員名簿 .....	21

## はじめに

平成 30 年 4 月 1 日に施行された臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号。以下「法」又は「臨床研究法」という。）附則第 2 条第 2 項においては、法施行後 5 年以内に、法の施行の状況、臨床研究を取り巻く状況の変化等を勘案し、法の規定に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

このため、本部会では、令和 3 年 1 月から検討を開始し、計 7 回にわたって臨床研究等の施策全般の見直しに関する議論を重ねるとともに、関係者及び関係団体からのヒアリングを実施した。本中間とりまとめは、これまでの検討状況について、中間的に整理を行ったものである。

## 基本的な考え方

本部会では、現在の法の施行の状況や、臨床研究を取り巻く状況の変化等を踏まえ、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

### 1. 臨床研究実施体制の国際整合性

新型コロナウイルス感染症の流行等を契機に、新しい治療法を世界同時に適用できることの重要性が認識された。

また、革新的な治療法を世界に先駆け、かつ安全に導入するには、日本の治験・臨床研究の実施環境についてその国際整合性を向上させて研究を推進していく必要がある。

このような状況を踏まえ、革新的な医薬品等の研究開発を推進するとともに、臨床研究の信頼を確保するため、研究の法への該当性の明確化や手続の合理化等について、法改正を含めて検討を行い、必要な見直しを順次行う。

### 2. 研究の法への該当性の明確化

臨床研究法では、研究対象者の安全性の確保や臨床研究に関する資金提供等の透明性を確保する観点から、研究対象者の生命・身体へのリスクが高い臨床研究及び製造販売業者等から資金提供を受けて実施される臨床研究を「特定臨床研究」として位置づけ、実施基準の遵守や実施計画の提出等を義務づけている。

このうちリスクが高い臨床研究の一つとして、適応外の医薬品等の使用による研究についても特定臨床研究としているが、学会の診療ガイドラインに掲載されている使用法や保険診療で使用経験がある使用法による研究を実施する場合であっても臨床研究法の対象となることから、想定されるリスクと比べて、経済的及び事務的な負担が過大だと の意見がある。

また、治療行為に介入を伴わない、いわゆる「観察研究」については、臨床研究法における取扱いが明確ではなく、認定臨床研究審査委員会（以下「CRB」という。）におい

て、軽微な追加検査を伴う観察研究が特定臨床研究と判断される事例があるなど、研究の現場で混乱が生じている。

さらに、医療機器については、多種多様である上に、既存の製品について常に改善・改良が行われるなどの特徴を踏まえた対応を検討する必要がある。

このような状況を踏まえ、研究対象者の保護を前提とした上で、学問の自由に配慮しつつ、改めて臨床研究法における臨床研究及び特定臨床研究の範囲を検討する必要がある。

### 3 . 手続の合理化

特定臨床研究の実施計画については、国への提出やCRBでの審査において、研究の本質に関わらないような事項まで変更の手續が求められるなど、研究者にとって過重な負担となっていることが明らかになった。

臨床研究のより一層の推進を図るため、法の運用状況等を踏まえ、改めて手続の合理化について検討する必要がある。

### 4 . 透明性の確保

臨床研究法は、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めることにより、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じた臨床研究の実施の推進を目的としている。

一方で、臨床研究法における利益相反管理の手順の中で、客観的な確認が困難な点について確認を求める手順があるなど、必ずしも合理的とは言えない点が認められた。

このような状況を踏まえ、改めて合理的な手順について検討する必要がある。

### 5 . 研究の質の確保

特定臨床研究については、臨床研究に関する専門的な知識を有する者により構成され、厚生労働大臣の認定を受けたCRBによる審査を求めていた。

現在のCRBは、特定臨床研究の実施件数に比べて多く設置され、それぞれの審査能力には大きなばらつきがあることが指摘されている。

このような状況を踏まえ、CRBの設置数の適正化や、審査の質の向上に向けたCRBのあり方や取組について検討する必要がある。

## 各検討項目について

### 革新的な医薬品等の研究開発の推進

#### 1. 臨床研究実施体制の国際整合性

##### (1) 研究全体の責任主体 (Sponsor) 概念について

現状と課題

<現行の法制度>

多施設共同で実施する特定臨床研究では、実施医療機関毎に置かれた研究責任医師によりモニタリング、監査、疾病等報告等の諸手続が行われている。

<課題>

多施設共同研究の場合、同一研究内でも医療機関毎に監査等の手続の取扱いに差異が認められるといった指摘がある。

一方、ICH-GCPにおいては、試験を計画・運営、資金確保を行う“sponsor”と、各施設での研究行為の実施責任を負う“investigator”がそれぞれ独立して存在しており、国際共同研究を円滑に実施する観点から、特定臨床研究にも、同様の「スポンサー」概念を導入すべきとの指摘がある。

このほか、以下のような指摘がなされている。

- 臨床研究を実施する者としては（自然人たる）医師のみが想定されているが、法人としても実施できるようにすべきである。
- 再審査期間終了後に製造販売業者において行われる臨床試験が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）にも臨床研究法にも位置づけられることから、医療に資するエビデンス（真のエンドポイント）情報の取得が我が国では困難となっている。
- 医療機器の開発において工学系研究者等が発案する臨床試験については、スポンサー概念の導入により円滑に進められるのではないか。

#### これまでの主な議論

研究体制において、研究全体の責任の主体を明確化した上で、疾病等報告の因果関係等の取扱いを一括して管理することが必要という意見で概ね一致した。

一方で、以下のような意見があった。

- 日本と欧米での研究環境（病院と研究者の関係や公的資金を活用した研究の数等）が異なること、今後の薬機法の治験におけるスポンサー概念の取扱い、海外における医療機器の研究規制の内容等を踏まえて、研究主体のあり方を議論した方がよい。
- 「スポンサー」という用語から受けるイメージは、欧米で認識されている役割と異なるので、研究者や研究対象者に概念が伝わるように、「スポンサー」の用語に

こだわる必要はない。

- 研究責任医師の機能の一部を法人等に置き換えることは理解できるが、製薬企業等が臨床研究法上の「スポンサー」となることについては、臨床研究法の成立の経緯や企業主体の研究には企業の事業目的が背後にあること等を踏まえた議論が必要である。
- 現在、多施設共同研究で設置されている「研究代表医師」が類似の役割を担っているのではないか。

### 今後の対応の方向性

特に多施設共同研究において、「試験の計画・運営の責任を負うべき者」を位置づけ、監査、モニタリング、疾病等報告等の判断を一元化する方向で見直しを進めるべきである。

その際には、責任や役割に応じたペナルティ等の整備も考慮に入れる必要がある。

「試験の計画・運営の責任を負うべき者」について、その主体や日本の研究環境等におけるあり方、具体的な役割（他の研究関係者との役割の整理）など、制度の詳細について引き続き検討を進める必要がある。

## (2) 特定臨床研究で得られた情報の薬事申請における利活用について

### 現状と課題

#### <現行の法制度>

薬事申請に際しては、臨床試験の成績として「治験」の結果を提出することとされているが、「治験」と「臨床研究」では、試験において作成すべき書類の種類や内容、データの信頼性を担保するためのモニタリングの手法、データの保管期間などの規定が異なっている。

海外における承認実績や国際的な学術誌などに掲載され科学的に公知とされる場合に加え、倫理性、科学性及び信頼性が確認し得る公的な研究事業の委託研究等により実施された臨床試験の試験成績がある場合は、「公知申請」として治験の全部又は一部を省略しても薬事申請できることなど、医療上の必要性の高い医薬品等を対象に、薬事申請を円滑に行えるようにするための種々の制度が設けられている。

#### <課題>

臨床研究法制定時の附帯決議として、「臨床研究で得られた情報を、医薬品、医療機器等の承認申請に係る資料として利活用できる仕組み」の速やかな検討が求められている。

#### ※ 臨床研究法制定時の附帯決議（衆議院・参議院同内容）

医薬品、医療機器等の開発を推進するため、治験と臨床研究の制度区分と活用方法を明確化して、臨床研究を促進するとともに、臨床研究で得られた情報を、医薬品、医療機器等の承認申請に係る資料として利活用できる仕組みについて速やかに検討すること。

## これまでの主な議論

再審査期間が終了した品目の適応外使用に係る効能追加等の状況や、企業の薬事申請の負担軽減等を踏まえて、特定臨床研究の結果を薬事申請に活用していくべきという点について異論はなかった。

その上で、臨床研究の結果の薬事申請への活用に際しては、倫理性及び信頼性の確保等を含め利用に際して必要な要件を定めるべきとの意見があった。

薬事申請を目指す臨床研究の場合、医師主導治験に近い臨床研究になると想定するが、PMDAへの事前相談等が必要になるのではないか等の意見があった。

## 今後の対応の方向性

厚生労働省において、個別品目をパイロット的に取り上げて検討を行っているところであり、その検討・精査が終わった後、関係者等との検討を踏まえて、特定臨床研究で得られたデータを薬事申請に活用する場合の要件、留意点等を取りまとめて公表すべきである。

## (3) いわゆる観察研究に関する臨床研究法の適用範囲について

### 現状と課題

臨床研究法第2条第1項及び同法施行規則第2条第1項において、同法の対象である臨床研究からいわゆる「観察研究」を除外している。

一方で、いわゆる「観察研究」には明確な定義がなく、研究者が観察研究だと考えているものが、必ずしも法の対象から除外されていないケースがあり、研究の現場で不都合が生じている。

※ 参考条文

### 【臨床研究法（抄）】

第二条 この法律において「臨床研究」とは、医薬品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究（当該研究のうち、当該医薬品等の有効性又は安全性についての試験が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この条において「医薬品医療機器等法」という。）第八十条の二第二項に規定する治験に該当するものその他厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。

2～4 （略）

### 【臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）（抄）】

第二条 法第二条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 研究の目的で検査、投薬その他の診断又は治療のための医療行為の有無及び程度を制御することなく、患者のために最も適切な医療を提供した結果としての診療情報又は試料を利用する研究

二～六 （略）

【臨床研究法施行規則の施行等について（平成30年2月28日付け医政経発0228第1号・医政研發0228第1号厚生労働省医政局経済課長及び研究開発振興課長連名通知）（抄）】

（3）規則第2条第1号関係

規則第2条第1号に規定する研究は、いわゆる「観察研究」をいう。

### これまでの主な議論

国際整合性の観点、定義の不明確さや現状の混乱を回避する観点から、臨床研究法における臨床研究の範囲を介入研究に限るべきであり、法の対象外となつたとしても、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「倫理指針」という。）の下で安全性や質について一定の担保がなされているとの意見があつた。

一方で、いわゆる「観察研究」であつても侵襲の程度によって研究対象者に与える負担やリスクは異なるところ、患者の立場からすればいずれも臨床研究であり、安全性や情報公開に差があつてはならないため、現状の研究環境下においては、侵襲が大きいものは法の対象とすることも必要との意見があつた。

侵襲の大小を法への該当性に係る判断のメルクマールにする場合には、CRBにおいてぶれなく適切に判断できるような示し方が重要であるとの意見や、海外における観察研究の定義とも比較しながら検討すべきとの意見があつた。

### 今後の対応の方向性

研究対象者の保護の観点に留意し、国際整合性にも配慮しつつ、観察研究の定義と取扱いについて引き続き検討を進めるべきである。

観察研究のうち、研究の目的で行われた検査等について、侵襲が大きい等、研究対象者の身体又は精神に負担が大きい研究以外は、臨床研究の定義から除外することすべきである。

臨床研究の定義から除外されない、研究の目的で行われた「侵襲等が大きい等」の検査等については、引き続き情報を収集し、具体的に例示することで、法への該当性に係る判断の基準やその根拠を明確に示すべきである。

## （4）疾病等報告の取扱いについて

### 現状と課題

### 疾病等報告の主体について

疾病等報告の対象は「臨床研究の実施に起因するものと疑われる疾病等」とされているところ、多施設共同研究でも各研究機関の研究責任医師により因果関係の判断を行うことになっているため、各研究責任医師によって判断にばらつきが生じている可能性がある。

ICH-GCPにおいては、スポンサーが因果関係を問わず全ての有害事象を把握した上で、因果関係があり予測できないと判断した有害事象について規制当局に報告するこ

ととなっている（因果関係の有無の判断はスポンサーに集約されている）。

#### 疾病等の報告期日について

臨床研究法における CRB への疾病等報告の期日は、以下のとおり薬機法における厚生労働大臣への報告期日を参照して設定された。

- ・未承認・適応外：治験の副作用報告並び
- ・既承認：既承認薬等の副作用報告並び

臨床研究法では、既知かつ重篤な疾病等の報告期日について、医薬品等が未承認・適応外の場合は定期報告（1年に1回程度）とされている一方、既承認の場合は30日以内とされており、想定されるリスクと報告期日が相反しているとの指摘がある。

#### これまでの主な議論

名称について、現行法においては、再生法と同様に「疾病等報告」としているが、再生法には治療も含まれていること、海外との整合性の観点からも ICH-GCP や倫理指針と同様に「有害事象」に修正すべきではないか。

#### 疾病等報告の主体について

有害事象が発生した場合の因果関係の判断については、有害事象に係る情報を一元的に集約した上で一律に行えるような仕組みとすべきという意見で概ね一致し、その体制についてはスポンサー概念と合わせて議論することで異論はなかった。

#### 疾病等の報告期日について

既承認医薬品等の「既知かつ重篤な疾病等」の報告期日については、臨床研究の管理の下で評価されていることから、未承認・適応外医薬品等の報告期日に合わせて定期報告とすべきとの意見があった。

一方で、未承認・適応外医薬品等の報告期限については、CRB に速やかな報告を求める必要があることから、既承認医薬品等の報告期限と同様の30日とすべきとの意見があった。

報告の宛先（大臣、IRB、CRB）を整理した上で、議論をすべきとの指摘もあった。

#### 今後の対応の方向性

#### 疾病等報告の主体について

有害事象が発生した場合の因果関係の判断については、有害事象に係る情報を一元的に集約した上で一律に行えるような仕組みとし、その報告者のあり方については、スポンサー概念とあわせて議論を進めるべきである。

#### 疾病等の報告期日について

研究対象者の保護の観点に留意しつつ、合理的な期日について引き続き検討を進めるべきである。

## 2. 研究の法への該当性の明確化

### (1) 適応外使用に関する特定臨床研究の対象範囲について

#### 現状と課題

臨床研究における医薬品等の用法、用量、効能及び効果（以下「用法等」という。）が、承認された用法等と少しでも異なる場合には全て特定臨床研究と定義され、例えば、学会の診療ガイドラインに掲載されている使用法や、保険診療で使用経験がある使用法、承認された用法・用量よりも少量を投与する使用法（いわゆる減量プロトコル）であっても、一律に特定臨床研究の対象となる。

特にがん領域と小児領域においてこのような研究が多く、医療上必要な臨床研究の実施が困難となり、結果として医療の向上を阻害しているとの意見がある。

#### これまでの主な議論

保険診療に係る審査提供事例では保険償還が認められている一方で、薬機法上の承認の範囲に基づいて適応外使用の範囲が定まるため、実際に保険診療で行われている使用法について研究を行おうとすると、法が障壁となるとの意見があった。

特定臨床研究に該当しないこととなる適応外使用の範囲を広げたところで法実施における課題の根本解決にはならず、適応外使用の研究により根拠がある成績が出た場合には、添付文書の改訂に生かすべきではないかといった意見があった。

#### 今後の対応の方向性

適応外医薬品等を使用する研究であっても、各種の情報に基づき、そのリスクが承認を受けた用法等と大きく変わらないことが明らかなものについては、特定臨床研究の範囲から除外する方向で見直しを進めるべきである。

この場合、特定臨床研究の範囲から除外するか否かの検討にあたっては、当該医薬品等の使用に係るリスクが承認を受けた用法等と大きく変わらないかどうかについて、根拠となる情報に基づき、厚生労働省が専門家の意見を聴取する方向で制度を構築すべきである。

### (2) 医療機器に関する臨床研究法の適用範囲について

#### 現状と課題

医療機器については、医薬品と異なり非侵襲・低侵襲なものが存在するが、これらを特定臨床研究の対象とするのは過剰な規制ではないかとの指摘がある。

薬機法や医療機器規制国際整合化会合（GHTF）においては、リスクに応じたクラス分類に基づき規制の内容を変えており、臨床研究法においても、医療機器毎のリスクに基づき取り扱うべきではないかとの指摘がある。

一方で、薬機法上、医療機器については使用方法等を特定し、適正な使用目的に従い適正に使用されることを前提に承認等を受けており、その前提に基づき、一般医療機器、管理医療機器、高度管理医療機器のいずれに該当するかが判断されている。

既存の製品の改善・改良を臨床現場で評価する場合も、未承認医療機器として特定臨床研究に該当すると判断されると、手続の負担や資金の観点から実施が困難となる場合があるとの指摘がある。

工学系研究者に対する特定臨床研究の範囲等に関するルールの周知が不十分なため、本来は該当しないものまで特定臨床研究とされているのではないかとの指摘がある。

### これまでの主な議論

欧州では、医療機器は臨床試験を規制する法律の対象外であり、医療機器の臨床試験の規制について国際整合性を考えるべきであるとの意見があった。

### 今後の対応の方向性

薬機法における各規制区分への該当性については、適正な使用目的に従い適正に使用されることを前提として分類されており、その範囲から逸脱して適応外使用する場合においても、不变的に同じ規制区分に分類されるわけではない。

適応外の医療機器の臨床研究において、当該医療機器が既に許認可を受けた際に分類されたリスク分類と同程度のリスクとみなせる場合について、医療機器の多様性も考慮し、研究の実態等を調査した上で、当該調査結果に基づき引き続き方策を検討すべきである。

## 3. 手続の合理化

### (1) 届出・変更手続の合理化、届出のオンライン化について

#### 現状と課題

##### <現行の法制度>

厚生労働大臣（地方厚生局長）への実施計画の提出に当たっては、jRCT（臨床研究実施計画・研究概要公表システム）に入力したものを印刷し、紙による届出を行っている。

特定臨床研究では、新規届出時に加え、実施計画を変更する場合も、原則として、事前にCRBの意見を聴いた上で、厚生労働大臣（地方厚生局長）に届出する必要がある。

「軽微な変更」に該当する場合には、上記の手續は不要とされ、変更後10日以内にCRBへの通知と厚生労働大臣（地方厚生局長）への届出を行えばよいが、その対象は「特定臨床研究の従事者の氏名の変更」及び「住所変更」のみに限定されている。

##### <課題>

病院管理者の変更等、研究の本質に関わらないような事項の変更を含め、変更が生じる度に、CRBの意見を聴取する必要が生じてあり、結果として、CRB審査に要する時間と費用の肥大化に繋がっているとの指摘がある。

一般への情報公開を適切に行うことは重要であるが、厚生労働大臣に提出する実施

計画に記載がなくても、公開 DB である jRCT に掲載すれば、一般への情報公開を担保できるとの指摘がある。

(参考)「変更の種類」について

**通常の変更**

【臨床研究法(抄)】

第五条 (略)

2 (略)

3 特定臨床研究を実施する者は、第一項の規定により実施計画を提出する場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、実施計画による特定臨床研究の実施の適否及び実施に当たって留意すべき事項について、当該実施計画に記載されている認定臨床研究審査委員会の意見を聽かなければならない。

第六条 (略)

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の実施計画の変更について準用する。

3 (略)

【臨床研究法施行規則(抄)】

第四十一条 法第六条第一項による変更は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる期限までに、変更後の実施計画及び様式第2による届出を提出して行うものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる事項以外の変更 変更前

**進捗状況の変更**

【臨床研究法施行規則(抄)】

第四十一条 法第六条第一項による変更は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる期限までに、変更後の実施計画及び様式第二による届出を提出して行うものとする。

一 法第五条第一項第五号に規定する事項のうち特定臨床研究の進捗に関する事項 進捗の変更後遅滞なく

二 (略)

**軽微な変更**

【臨床研究法(抄)】

第六条 (略)

2 (略)

3 特定臨床研究実施者は、実施計画について、第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、その変更の日から十日以内に、その内容を、当該実施計画に記載されている認定臨床研究審査委員会に通知するとともに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

【施行規則(抄)】

第四十二条 法第六条第一項に定める厚生労働省令で定める軽微な変更は次に掲げるものとする。

一 特定臨床研究に従事する者の氏名の変更であって、特定臨床研究に従事する者の変更を伴わないもの  
二 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

### これまでの主な議論

臨床研究法の施行から一定期間が経ち、軽微な変更として扱ってよいかどうかの判断が可能になってきているため、不合理な点は見直すべきという点で概ね意見は一致した。

jRCT に web 登録した後に同じものを印刷物として提出することは不合理であり、届出のオンライン化を進めるべきという意見で概ね一致した。

jRCT そのものについて、非常に使いにくいので、わかりやすい表示となるよう改修をすべきとの意見があった。

### 今後の対応の方向性

#### <制度の見直し>

現行において、変更の届出が必要な事項のうち、「研究者の所属部署」や「管理者の許可の有無」等、研究の本質に関わらないような事項は軽微な変更とすべきである。

また、届出事項としなくても jRCT に掲載することで一般への情報公開ができればよい事項について整理し、実施計画の項目と jRCT への掲載項目を分離すべきである。

#### <別途取り組むべき事項>

届出におけるオンライン化についても、国は速やかに対応すべきである。

jRCT について、ユーザーの使いやすさの観点から改修等に着手すべきである。

## ( 2 ) 利益相反申告手続の適正化について

### 現状と課題

臨床研究の透明性・信頼性の向上を図る観点から、利益相反 (COI) 管理は重要である一方で、COI に関する現行の手続は煩雑な上に、一部事実確認が不十分であることが指摘されている。

具体的には、所属機関（実施医療機関）における事実確認に際して、当該機関が必ずしも所属医師等の全ての収入を把握しておらず、自己申告によらざるを得ない場合があり、医療機関によっては実質的な確認が困難となるなど、医療機関毎に事実確認の程度が異なるとの指摘や、医療機関の管理者等による確認の意義を問う指摘がある。

### これまでの主な議論

臨床研究においては、データを含めた信頼性の確保と研究対象者の保護が重要になるので、これを損なわない程度に COI に関する手続を積極的に簡略化するのが基本的な姿勢であるべきとの意見があった。

COI 管理は研究者本人の責務であり、確認が困難な事項について虚偽申告があれば研究者に責任を負わせるべきとの意見があった。

国や日本医学会等が COI に関するデータを一元管理するような方策も検討すべきと

の意見があった。

#### 今後の対応の方向性

COI 管理については、研究者自身の責務であることが原則であり、その上で虚偽申告が発覚した場合は重大な不適合の対象とする等、研究者が責任を負うべきである。

COI 管理における手続については、臨床研究の透明性・信頼性を確保しつつ、医療機関における事実関係の確認等、実効性が伴わない手順等については見直すべきである。

上記の見直しにあたっては、COI を客観的かつ容易に確認できる手段として、データベースの構築やその利用方法について引き続き検討を進めるべきである。

## 研究の信頼性確保

### 1. 透明性の確保

#### (1) 利益相反申告手続の適正化について（再掲）

「革新的な医薬品等の研究開発の推進」の3.(2)参照

#### (2) 研究資金等の提供に関する情報公表の範囲について

##### 現状と課題

臨床研究法における情報公表の制度は、製薬企業等が、自社製品を用いて臨床研究を行う医師・医療機関に対する資金等の提供状況を透明化することで、臨床研究の不正を防止し、国民の臨床研究に対する信頼を確保することを目的としている。

情報提供関連費及び接遇費については、臨床研究を実施する特定の医療関係者等に、必要実費の範囲を超えて直接支払われる性質のものではなく、当該費用提供が臨床研究の不正につながる蓋然性は低いと考えられることから、研究資金や寄附金等と異なり、公表の対象にはしていない。

一方で、国民皆保険制度の下で活動する製薬企業等においては、これらの費用の提供状況についても透明性を確保し、国民の信頼性を高めることが重要であり、現状、業界が策定する自主ガイドラインにおいて、傘下企業に対して情報公開を求めている。

##### ※ 臨床研究法制定時の附帯決議（衆議院・参議院同内容）

学問の自由に配慮しつつ臨床研究の一層の信頼確保を図るために、研究資金等の提供に関する情報等の公表制度の実施状況を踏まえながら、本法の公表の対象外とされている情報提供関連費や接遇費等を公表の対象とすることについて検討すること。

##### これまでの主な議論

現行の公表項目（研究資金等、寄付金、原稿執筆料及び講演その他の業務に対する報酬）を通じて透明化は図られており、情報提供関連費の追加は不要ではないかといった意見がある一方で、接遇費については、業界自主ガイドラインの普及状況などを含めて調査すべきとの意見があった。

講演会等については、臨床研究とは関係のない場合も多く含まれるため、個別に切り分けて公開するというのは現実的ではないのではないかといった意見もあった。

製薬企業等に対し、企業活動における外部研究者等への資金提供に係る情報公表等に関する調査を実施したところ、調査対象の企業の中には、特定臨床研究に係る資金提供に馴染みのない企業も含まれていたと考えられることから、特定臨床研究に関与している企業における業界自主ガイドラインの普及状況等を改めて整理した上で議論を行うべきとの意見があった。

また、当該調査結果は、調査対象とした全ての企業から回答を得られた結果ではな

いことから、本調査結果だけでは、情報提供関連費及び接遇費が不正に繋がる蓋然性が低いと断定することはできないのではないかとの意見があった。

臨床研究の透明性の確保に当たっては、臨床研究法とは制定経緯や対象範囲が異なるが、米国におけるサンシャインアクトの存在も踏まえて議論を行うべきとの意見があった。

### 今後の対応の方向性

特定臨床研究に関与している企業における業界自主ガイドラインの普及を促進するとともに、情報提供関連費及び接遇費を情報公表範囲に追加すべきかについては、当該費用提供が臨床研究の不正につながる蓋然性や更なる法規制を行う必要性について引き続き検討を行うべきである。

## (3) 重大な不適合の取扱いについて

### 現状と課題

#### <現行の法制度>

研究責任医師は、臨床研究の不適合を知ったときは、実施医療機関の管理者に報告することとなっており、特に重大なものが判明した場合においては、CRBの意見を聞くこととなっている。

CRBの審査意見業務の1つに、臨床研究の不適合に関することも含まれており、意見を述べた場合は、厚生局に報告することとなっている。

一方、倫理指針に則って実施される研究において不適合が発生した場合は、研究機関の長が国へ報告するとともに、公表することとなっている。

### ※ 参考条文

#### 【臨床研究法施行規則（抄）】

第十五条 研究責任医師は、臨床研究がこの省令又は研究計画書に適合していない状態（以下「不適合」という。）であると知ったときは、速やかに、実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

2 (略)

3 研究責任医師は、第一項の不適合であって、特に重大なものが判明した場合においては、速やかに認定臨床研究審査委員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

5 研究代表医師は、第一項（前項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により多施設共同研究が不適合であることを知ったときはその旨を、速やかに他の研究責任医師に情報提供しなければならない。

※参考〔倫理指針（抄）〕

研究機関の長は、当該研究機関が実施している又は過去に実施した研究について、この指針に適合していないことを知った場合（1(2)若しくは(3)又は2(2)若しくは(3)の規定による報告を含む。）には、速やかに倫理審査委員会の意見を聴き、必要な対応を行うとともに、不適合の程度が重大であるときは、その対応の状況・結果を厚生労働大臣（文部科学省の所管する研究機関にあっては文部科学大臣及び厚生労働大臣。経済産業省の所管する研究機関にあっては厚生労働大臣及び経済産業大臣。以下単に「大臣」という。）に報告し、公表しなければならない。

### これまでの主な議論

臨床研究の不適合の取扱いのうち、特に研究機関の公表については、倫理指針と齟齬があると考えられるため、取扱いについて検討すべきとの意見があった。

### 今後の対応の方向性

特定臨床研究においても、研究の透明性の確保等の観点から、重大な不適合が発生した場合には、研究機関の長に公表を強く推奨するものとし、国は速やかに対応すべきである。

## 2. 研究の質の確保

### (1) 臨床研究審査委員会の認定要件について

#### 現状と課題

##### <現行の法制度>

臨床研究審査委員会は、法に規定する要件（委員構成等の体制、業務規程、その他 の実施基準）に適合することで認定を受けることができる。

認定の有効期間は3年とされており、更新要件は上記の認定要件に加えて年11回以上 の開催実績が要件となっている。

##### <課題>

特定臨床研究は自施設内のCRBで審査されていることが多く、特定臨床研究の実施件数に比して多数のCRBが設置されており、年11回の開催が困難なCRBがある。

認定の要件が外形的なものが多く、審査基準・審査能力・審査手数料にばらつきがあり、必ずしも適切な審査がされていない場合があるとの指摘がある。

※参考条文

【臨床研究法（抄）】

（臨床研究審査委員会の認定）

第二十三条 臨床研究に関する専門的な知識経験を有する者により構成される委員会であって、次に掲げる業務（以下「審査意見業務」という。）を行うもの（以下この条において「臨床研究審査委員会」という。）を設置する者（病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）若しくは診療所（同条第二項に規定する診療所をいい、同法第五条第一項に規定する医師又は歯科医師の住所を含む。）の開設者又は医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体（法人でない団体にあっては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。）に限る。）は、その設置する臨床研究審査委員会が第四項各号に掲げる要件に適合していることについて、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

一～四 （略）

2・3 （略）

4 厚生労働大臣は、第一項の認定（以下この条において単に「認定」という。）の申請があった場合において、その申請に係る臨床研究審査委員会が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、認定をしなければならない。

- 一 臨床研究に関する専門的な知識経験を有する委員により構成され、かつ、審査意見業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものとして厚生労働省令で定める体制が整備されていること。
- 二 審査意見業務の実施の方法、審査意見業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の審査意見業務を適切に実施するための方法に関する業務規程が整備されていること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、審査意見業務の適切な実施のために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

5 （略）

（認定の有効期間）

第二十六条 第二十三条第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して三年とする。

2 前項の有効期間（当該有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときには、更新後の当該有効期間をいう。以下この条において単に「有効期間」という。）の満了後引き続き認定臨床研究審査委員会を設置する認定委員会設置者は、有効期間の更新を受けなければならない。

3～5 （略）

6 第二十三条（第二項から第四項までに限る。）及び第二十四条（第三号から第五号までを除く。）の規定は、第二項の更新について準用する。ただし、第二十三条第三項に規定する書類については、既に厚生労働大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

【臨床研究法施行規則（抄）】

（臨床研究審査委員会の認定の要件）

第六十六条 臨床研究審査委員会は、倫理的及び科学的観点から審査意見業務を行うことができるよう、次項から第四項までに掲げる要件を満たす場合には、認定を受けることができる。

2・3 （略）

4 法第二十三条第四項第三号（法第二十五条第三項及び第二十六条第六項の規定により準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 審査意見業務（第八十条第四項及び第五項の規定によるものを除く。）を行うため、年十二回以上定期的に開催すること。

五 法第二十六条第二項の規定による有効期間の更新を受ける場合にあっては、審査意見業務を行うため、年十一回以上開催していること。ただし、災害その他やむを得ない事由により、年十一回以上開催することができないときは、この限りでない。

### これまでの主な議論

現行の更新要件である「開催回数」について、要件を満たすために臨床研究に係る議論を分割させるような事例もあり、必ずしも当初の想定のような審議の経験の実績が積まれておらず、質の担保につながっていないとの指摘があった。調査結果においても、多くのCRBが開催回数の要件を満たしていないことから、要件の見直しが必要という意見で一致した。

新規の審議件数を更新要件に加えることについては、概ね意見が一致した。また、少なくとも新規の審議がない年があるようなCRBについては、質の担保が困難という点についても異論はなかった。

更新要件を満たさないCRBの設置者が新たなCRBを設置して、実質上審議を引き継がせる手法については、今後は禁止すべきとの意見があった。

議論の透明性を確保する観点から、CRBの議事概要の公開について、審議結果のみならず、議論の経過がわかるような内容を公開すべきとの意見があった。また、国は、CRBの活動状況を定期的に確認・評価する観点から、更新時等に議事録を確認すべきとの意見があった。

現在のCRBの設置数については、特定臨床研究の実施件数に比べ過多であり、CRB毎に取り扱う特定臨床研究の数が少なくなっている。このため、CRBが定期的な開催に基づき審査の質を維持、向上していくのが困難であり、集約していく必要がある点について、異論はなかった。

CRBの設置は臨床研究中核病院の要件となっており、一種のブランド的な印象があることから、多くの病院が設置するのではないかといった意見があった。また、多くのCRBが自施設の案件を審査しているという調査結果や、客觀性に疑問を抱かざるを得ないと指摘があった。

海外のように日本でも国がCRBの支援により力を入れるべきとの意見や、更新要件の見直し以外にもピアレビューや模擬審査、外部評価等の質の向上に向けた取組の必

要性を指摘する意見、優良 CRB への支援も他施設での審査への誘導という点で期待できるとの意見があった。

### 今後の対応の方向性

更新要件については、これまでの開催回数の要件を見直すとともに、新規の審議件数を要件に加えるべきである。

当面、更新要件について、新規の審議件数は3年間で6件以上（ただし、毎年1件以上）かつ、開催回数については毎年7回以上とするが、疾病等報告等、迅速に取り扱う議題がある場合には、要件に関わらず、迅速な開催を求めるべきである。

上記の要件については、CRB の現在の状況を踏まえた最低限の内容であり、開催回数及び新規の審議件数については、引き続き国内の特定臨床研究の実施状況や CRB の活動状況を確認し、それらを分析した上で段階的に要件を引き上げる等、見直しの時期も含め適切に対応すべきである。

CRB の質の向上に向けて、更新要件のみならず、例えば、模擬審査、ピアレビューを実施し、将来的に更新要件への反映を検討することや優良 CRB への支援などの取組を行っていく必要がある。

CRB が更新要件を満たさなくなった場合には、円滑な廃止に向けて準備を進めるべきである。

CRB の更新に際して、国は記事録を確認することなどにより、CRB の活動状況を確認・評価すべきである。

## おわりに

- 本中間とりまとめを踏まえ、厚生労働省において、新たな調査や特別研究を継続することも含め、引き続き法制度の見直しの検討を進めるとともに、現行制度の運用の改善で対応できること等については、早急に取り組むべきである。

上記の検討を踏まえ、引き続き本部会において議論を進めていく。

(参考資料)

## 開催経緯

第 19 回 2021 年（令和 3 年）1 月 13 日

- ・ 臨床研究法の見直し論点について

第 20 回 2021 年（令和 3 年）3 月 3 日

- ・ 臨床研究法の見直し論点について
- ・ 臨床研究法見直しに係る関係者ヒアリング
  - － 被験者の立場から 花井 十伍委員

第 21 回 2021 年（令和 3 年）3 月 17 日

- ・ 臨床研究法制定時の附帯決議と検討が必要な項目について
  - ・ 臨床研究法見直しに係る関係者ヒアリング
    - － 被験者の立場から 山口 育子委員
    - － 厚生労働科学特別研究班
- 「臨床研究法の見直し審議における新たな課題・論点への対応策の確立のための研究」

第 22 回 2021 年（令和 3 年）5 月 27 日

- ・ 臨床研究法の見直し各論点と方向性について
- ・ （一社）日本医療機器産業連合会 提出資料

第 23 回 2021 年（令和 3 年）7 月 29 日

- ・ 臨床研究法の見直し各論点と方向性について

第 24 回 2021 年（令和 3 年）9 月 15 日

- ・ 臨床研究法の見直し各論点と方向性について

第 25 回 2021 年（令和 3 年）10 月 20 日

- ・ 臨床研究法の見直し各論点と方向性について

## 臨床研究部会 委員名簿

( 50 音順、敬称略 )

掛江 直子  
かけえ なあこ  
国立研究開発法人国立成育医療研究センター  
生命倫理研究室 室長 / 小児慢性特定疾患情報室 スーパーバイザー

川上 純一  
かわかみ じゅんいち  
公益社団法人日本薬剤師会 副会長

楠岡 英雄  
くすおか ひでお  
独立行政法人国立病院機構 理事長

近藤 充弘  
こんどう みづひろ  
日本製薬工業協会 医薬品評価委員会 委員長

佐藤 晓洋  
さとう あきひろ  
国立研究開発法人国立がん研究センター東病院 臨床研究支援部門長 /  
研究企画推進部長

佐藤 典宏  
さとう のりひろ  
北海道大学病院 病院長補佐(研究担当)  
臨床研究開発センター センター長/教授

新谷 歩  
しんに あゆみ  
公立大学法人大阪市立大学大学院医学研究科 医療統計学 教授

田島 優子  
たしま ゆうこ  
さわやか法律事務所 弁護士

花井 十伍  
はない じゅうご  
特定非営利活動法人 ネットワーク医療と人権 埋事

藤原 康弘  
ふじわら やすひろ  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長

増田 茂樹  
ますだ しげき  
一般社団法人日本医療機器産業連合会 連絡調整会議  
臨床研究法対応分科会 代表

山口 育子  
やまぐち いくこ  
認定特定非営利活動法人ささえい医療人権センターCOML 埋事長

渡部 歌織  
わたなべ かおり  
国立大学法人東京大学医学部附属病院 臨床研究推進センター  
センター長補佐/臨床試験患者相談部門長

渡辺 弘司  
わたなべ こうじ  
公益社団法人日本医師会 常任理事

( は部会長、 は部会長代理 )

令和4年2月17日

## 厚生科学審議会令（平成十一年六月七日政令第二百八十三号）

内閣は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

## （組織）

第一条 厚生科学審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第三条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

## （委員等の任命）

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

第二条 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

## （委員の任期等）

第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 2 委員は、再任されることができる。

第三条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第四条 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

## （会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

第二条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

第三条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職

務を代理する。

## （分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
感染症分科会	<p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
生活衛生適正化分科会	<p>一 生活衛生関係営業に関する重要な事項を調査審議すること。</p> <p>二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(部会)

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、及び処理する。ただし、感染症分科会に係るものについては厚生労働省健康局結核感染症課において、生活衛生適正化分科会に係るものについては厚生労働省健康局生活衛生課において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

## 厚生科学審議会運営規程

(平成十三年一月一九日 厚生科学審議会決定)

一部改正 平成十九年一月一四日

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）第十条の規定に基づき、この規程を制定する。

（会議）  
第一条 厚生科学審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会を招集しようとするとときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に關係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
- 3 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（審議会の部会の設置）

第二条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮つて部会（分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までにおいて同じ。）を設置することができる。  
2 会長は、必要があると認めるとときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

（諮詢の付議）

第三条 会長は、厚生労働大臣の諮詢を受けたときは、当該諮詢を分科会又は部会に付議することができる。

（分科会及び部会の議決）

第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることがができる。

（会議の公開）

第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。  
2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第六条 審議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- 三 議事となつた事項

2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。  
3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（分科会の部会の設置等）

第七条 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮つて部会を設置することができる。  
2 分科会長は、第三条の規定による付議を受けたときは、当該付議事項を前項の部会に付議することができる。  
3 第一項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会の議決とすることができます。  
4 分科会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同し

て調査審議させることができる。

(委員会の設置)

**第八条** 部会長は、必要があると認めるときは、部会に諮つて委員会を設置することができる。

(準用規定)

**第九条** 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」、部会にあつては「部会長」と、第一條中「委員」とあるのは、分科会にあつては「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

**第十条** この規程に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

## 厚生科学審議会臨床研究部会運営細則

(平成二十九年八月一日 臨床研究部会長決定)

厚生科学審議会運営規程(平成十三年一月十九日厚生科学審議会決定)第十条の規定に基づき、この細則を制定する。

**第一条** 厚生科学審議会臨床研究部会(以下「部会」とこうつ。)に、その定めるところにより、委員会を置く。

### (委員会の設置)

厚生科学審議会臨床研究部会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者(以下「委員会委員」)により構成する。

### (委員会の構成)

厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者(以下「委員会委員」)により構成する。

### (委員会の指名)

委員会に委員長を置く。委員長は、委員会委員の中から、部会長が指名する。

### (会議等)

委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員会委員に通知しなければならない。

3 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を整理する。

4 委員長に事故があるときは、委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を行う。

### (会議の公開)

委員会(第七条に規定するものを除く。以下次条において同じ。)の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合に

は、委員長は、会議を非公開とすることができる。  
2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### (議事録)

委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

#### 一 会議の日時及び場所

#### 二 出席した委員会委員の氏名

#### 三 議事となつた事項

2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

### (部会の定める委員会に係る取扱い)

部会の定める委員会の会議については、第五条第一項ただし書の趣旨を踏まえ、非公開とすることができます。ただし、委員長は、前条第二項ただし書及び第三項の趣旨を踏まえ、議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

### (部会の庶務)

部会の庶務は、厚生労働省医政局研究開発振興課において総括し、及び処理する。

### (雑則)

この細則に定めるもののほか、部会又は委員会の運営に必要な事項は、部会長又は委員長が定める。